

平成23年4月から

# 「国民健康保険税の限度額」が変わります。

平成23年4月から国民健康保険税が次の通り改正されましたので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

## 【限度額が変わりました】

○医療分と介護分、後期高齢者支援金分は別々に計算され、合計額が国民健康保険税となります。一世帯の国民健康保険税の最高限度額は、77万円となります。

項目	前年度	今年度	比較	説明
医療分	500,000円	510,000円	10,000円増	医療分は一世帯でこれ以上はかかりません。
介護分	100,000円	120,000円	20,000円増	介護分(40歳から64歳分)は一世帯でこれ以上はかかりません。
後期高齢者支援金分	130,000円	140,000円	10,000円増	後期高齢者支援金分は一世帯でこれ以上はかかりません。
合計	730,000円	770,000円	40,000円増	

## 【税率は変更ありません】

○国民健康保険税は、下記の所得割・均等割・平等割の3つの組み合わせで算出し、その合算したものが税額となります。(平成23年度は税率に変更はありませんので、前年と所得が変わらなければ税額は同額となります。)

項目	今年度(前年度と同じ)	説明
所得割	医療分 8.0%	個人の所得から基礎控除を引き、世帯ごとで左の率を掛けて税額を算出します。
	介護分 1.3%	
	後期高齢分 2.5%	
均等割	医療分 32,000円	一世帯にいる人数に左の額を掛けて税額を算出します。
	介護分 8,000円	
	後期高齢分 6,000円	
平等割	医療分 34,000円	一世帯に左の額を掛けて税額を算出します。
	介護分 7,000円	
	後期高齢分 7,000円	

※それぞれで算出した額の100円未満は切り捨てられます。

※後期高齢分とは、「後期高齢者支援金分」です。

# 国民健康保険税について

国民健康保険事業は独立した事業であり、一般会計と区分し特別会計(国保特別会計)を設置しています。

国保特別会計は支出額に応じて収入額を確保しなければならないという点に特色があります。支出額は国保加入者の医療需用に応じて変動するものであり、収入が少ないからといってこれを(病院受診等)抑えることはできません。したがって、毎年度予算を的確に推計し国民健康保険税(国保税)の改正を行うことが必要となります。

＝平成23年度 国保特別会計予算 1,135,235千円＝

## 【支出予算】

項目	予算額(千円)
保険給付費	695,164
老人保健拠出金	11
共同事業拠出金	171,081
介護納付金	77,148
前期高齢者納付金	442
後期高齢者支援金	151,657
その他	39,732
合計	1,135,235

支出予算の主な内容は保険給付費が全体の約61%を占めております。これは療養給付費や高額療養費、入院時生活療養費等であり、つまり、国保加入者が病院に受診したり入院したりした時には医療費の7割分を国保特別会計から各医療機関へ支払うこととなります。



過去の医療費がどれくらいかかっているか精査しながら、今年度の保険給付費等を推計し全体の支出額を決定しています。



全体の支出額が確定したら国や道の補助金等(収入予定額)を見込み、残りの財源が国民健康保険税ということになります。

## 【収入予算】

項目	予算額(千円)
国・道支出金	392,007
前期高齢者交付金	50,455
共同事業交付金	112,636
繰入金	102,553
繰越金	2,125
その他	2,683
国民健康保険税	472,776
合計	1,135,235

「収入」と「支出」の全体予算が確定したら……



収入予算額の472,776千円が被保険者が負担する国民健康保険税の総額であり、この金額を基に各世帯の所得に応じて一世帯あたりの税額が決まります。

計算方法は裏面の3つの組み合わせで算出しています。